

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第13号
2020/5/7

発行:伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所 気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
<http://ikata-sashitome.e-bungo.jp>
E-mail:info@anti-ikata.org



伊方原発3号機、稼働禁止措置 再び広島高裁で1月17日山口県住民勝訴



広島高裁正門前

山口県民3人が申し立てた「仮処分」裁判で、地裁（岩国支部）では負けたのですが、広島高裁で1月17日に逆転勝訴決定を勝ち取りました。

伊方原発3号機は昨年12月26日から定期点検に入り、4月から運転の予定でしたが、その後も（異議審で負けない限り当分）止まり続けることになります。

伊方原発を永久に止め続けよう

瀬戸内に面する松山、広島、大分、山口で裁判が行われています。どこかの裁判で勝てば伊方原発を止めることができる。実際2年前の2017年12月13日に広島高裁で勝訴し、止まりました。止めたのは広島県の住民（主に原爆被曝者）でした。山口裁判の申立人のひとりである漁師の方は離島の祝島に住んでいて、伊方原発から約40キロです。過酷事故が起これば逃れようがありません。大分県の場合、佐賀県までわずか45キロです。

4か所の裁判をたたかっている私たちは、ともに瀬戸内海に面して暮らす生活民です。過酷事故が起きれば生命財産、生活基盤を根こそぎ失うという共通の危険性をかかえ

ています。何としても、永久に伊方3号機を止め続けましょう。

大分の裁判勝利に全力投球です

1月から伊方原発3号機で重大なトラブルが続発したにもかかわらず、四国電力は2月19日、広島高裁に異議審申し立てをしました。住民感情を逆なでする暴挙というほかないません。

私たち大分県に在住するものとして、山口のたたかいを支援するためにも、今後の福岡高裁抗告審、大分地裁本裁判をしぶとくたたかっていきましょう。

大分地裁5月14日は延期です

5月14日に予定していた第16回口頭弁論はコロナ禍を避けるために、延期になりました。

新たな期日が決まり次第、メール配信とホームページ等でお知らせします。

いのちのわ集会5月31日は中止となりました

また、抗告審（福岡高裁）の審尋が6月18日に決まりました。申立人と弁護団の参加体制で臨みます。後日、大分地裁裁判後の報告会で皆様に報告致します。

定期総会 大分市ホルトホール 6月13日（土）201+202会議室

13:30受付 14:00～17:00

原告、応援団、弁護団の結束をはかりましょう
コロナ対策のため2部屋をオープンに使用します。マスク着用をお願いします。

山口裁判弁護団声明

広島高裁による原発運転差止決定「勝訴決定」を受けて 2020年1月17日

伊方原発運転差止山口裁判弁護団

1 広島高裁第4部（森一岳裁判長、鈴木雄輔裁判官、沖本尚紀裁判官）は、本日、伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件において、山口地裁岩国支部による却下決定を取り消し、住民らの申立てを認め、伊方原発3号機（以下「本件原発」という）の運転差止を命ずる決定（以下「本件決定」という。）を出した。

高等裁判所が原発の運転差止を命ずるのは、2017年12月13日付広島高裁即時抗告審決定に続いて、2回目である。（なお、この他に高等裁判所における住民側勝訴の判断としては、2003年（平成15）1月27日の名古屋高裁金沢支部によるもんじゅ設置許可無効確認判決がある。）

これによって、四国電力は、伊方原発3号機について、現在行われている定期検査に伴う運転停止（送電開始予定日は2020年（令和2年）3月29日）を終えた後も、運転を再開することはできなくなった。

2 本件決定についての内容とその評価は、次のとおりである。

（1）地震について

新規制基準には、「震源が敷地に極めて近い」、すなわち、表層地盤の震源域から敷地までの距離が2km以内の場合について特別の規定を設けられている。

ところが、四国電力は、四国電力の実施した海上音波探査によれば、佐田岬半島北岸部活断層は存在しないとし、「震源が敷地に極めて近い」場合の評価を行わず、原子炉設置許可等の申請を行い、規制委員会は、これを問題ないと評価した。

これに対して、本決定は、佐田岬半島沿岸について、「現在までのところ探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」という中央構造線断層帯長期評価（第二版）の記載等に基づき、上記四国電力及び規制委員会の判断には、その過程に過誤ないし欠落があったと判示した。

至極正当な判示である。

（2）火山について

裁判所が、火山ガイドを曲解したものというほかない、いわゆる「考え方」を不合理だと断じるなど当方の多くの主張を認めつつも、立地評価については、最終的に社会通念論を基に稼働差止を認めなかつたのは、遺憾である。

他方で、裁判所は、影響評価における噴火規模の想定が過小であることからそれを基にした四国電力の申請及び規制委員会の判断が不合理であるとした。この点については私たちの主張が認められたものであり、評価することができる。

（3）避難計画について

避難計画について、本決定は何も述べておらず、実効性のない避難計画を追認した山口地裁岩国支部による判断を是正していない点で問題である。

3 上記3名の裁判官は、双方の主張に真摯に向き合い、疑問点を当事者にぶつけ、証拠を丹念に検討して事実を認定し、法律に基づき、伊方原発3号機の危険性を認めた。行政から独立した司法の役割を見事に果たしてくださった3名の裁判官に改めて敬意を表したい。

今後四国電力が申し立てる異議審を担当する裁判官らも、上記3名の裁判官らが見事に果たしてくださったように、決して行政の後を追って従うのではなく、独立した司法としての役割を果たしていただくよう切に願う。

4 私たちは、伊方原発3号機の危険性を正しく認めた本件決定を礎として、同原発と海を挟んで向き合う山口の地において「放射能被害から山口県民の生命と暮らしを守る」という抗告人らの思いが実現するよう、伊方原発3号機の運転禁止の判断が確定するまで闘い続ける。



過去・現在・未来をも殺さないために



原告 大原洋子

私は伊方原発から約60km西に位置する杵築市の里山で暮らしております。広い畠とお家を借り、五右衛門風呂を沸かし、手で洗濯し、鍬で土を耕すという暮らしを続けています。この暮らしは自分が生まれた1950年代に近い生活です。1950年代といえば初めて原子力研究開発予算が国会に提出されたころです。私は日本の原発の歴史と同じ年数を生きてきたのです。

2020年1月17日、広島高裁は、山口県の島の住人たちによる仮処分で、伊方3号機について「運転してはならない。」との決定を出しました。地震と火山の影響に関する四国電力や規制委員会の評価は不合理であると。

決定当日、高裁前には地元はもとより、四国・九州・大阪等、瀬戸内海をぐるりと囲む各地の人々が集まっていました。瀬戸内海沿岸の3000万人の1人として私もその場にいました。

私は「勝訴」、「伊方3号機運転差止」のくっきりした文字をこの目で見て、「ヤッター！」「うれしい！」と子供のように叫んでいました。その場に立ち会えて感激しました。同時に、この結果は極めて当たり前で、その理由についても真っ当だと思いました。「理由の要旨」を見て目立ったのが「過小」、そして何か所もの「生命、身体」という表現です。つまり、生命・身体を脅かすような危険な要素を過小に見ることは相ならんと言われたのだと思います。噴火も地震も避けられない日本列島に住む私たちには謙虚さが必要です。ちょうど25年前に起きた阪神淡路大震災の事前の発生確率はたった0.02~8%だったそうです。災害が起きていなくても、伊方原発では1月25日に全電源喪失という極めて重大なトラブルが発生しました。まさに一寸先は闇で、天災も人災も過小に想定してはいけないのです。

私が原発に疑問を抱いたのは1980年代前半の日本による放射性廃棄物の太平洋への投棄計画です。自分たちが出した危険な死の灰を人の庭先に捨てようなんて何と手前勝手な国だろうと憤りました。そもそも原発は、ウラン採掘に始まって精製、定期検査、死の灰の後始末に至るまで、人々を被曝させることなしには動かない代物です。今こうしている間も、福島や伊方で大勢の方が被曝労働をされています。事故のため避難を余儀なくされ、苦しんでいる人々もたくさんいらっしゃいま

す。誰かを、生き物を、自然をないがしろにしないと成り立たないシステムは間違っている。そう思われませんか。2011年3月の福島第一原発の大事故は取り返しのつかない桁違いのものです。この上は二度と同じ過ちを繰り返してはいけない。死の灰をこれ以上増やしてはいけない。そのためには一刻も早く原発を止める。これがまともなあり方ではないでしょうか。

だのに、9年たった今も、原発ゼロに向けて方向転換するどころか、なお原発が動き、死の灰を今もふやし続けています。子供たちや海外の方から「どうして大事故を起こした日本で原発がまだ動いているのか。」と問われ、私は答えに窮します。

このままでは私たち世代はきっとそう遠くない未来から断罪される、これだけは間違ひありません。50歳で亡くなった原発労働者はこう言い遺されたそうです。「津波は過去を殺す。地震は現在を殺す。原発は未来を殺す。」否、原発はその全てを殺すのです。

3.11を目の当たりにし、今の時代を生きている私たちは、未来の子孫からの「預かりもの」をできるだけマシな状態で返すという責任から逃げてはいけないし、もはや逃げられません。

裁判所におかれでは、「守り抜くべき本当に大事なものとは何か」と胸に問い合わせ、公正な判断をされることを心より願っております。歴史に立ち会われた、選ばれた3人の裁判官の方々には、ぜひ独立した司法としての気概を見せていただきたいと願います。「過去・現在・未来をも殺さない」ために。

以上



広島高裁の差止決定、四電 トラブル続発問題



弁護士 德田 靖之

原告ら代理人を代表して、次の2点について意見を、申し述べます。第1は、本件原発に関して起こった3つの出来事の意義についてであり、第2は、今回提出した原告らの準備書面（10の2）の趣旨についての説明です。

1 本件原発に関する最近の3つの出来事について

（1）定期検査中に頻発したトラブルについて

ア 伊方原発3号機は、昨年12月26日から定期検査が開始されましたが、今年に入って、重大なトラブルが相次いで発生しています。

まず、1月12日には、原子炉格納容器の燃料固定装置上部をクレーンで引き上げようとした際、制御棒1本が一緒に吊り上がり、約7時間、原子炉から引き抜かれるという状態になりました。

次いで20日には、使用済み核燃料プール内の燃料の落下を示す信号が発信されるという事故を生じています。

これは、クレーンで燃料を移動させていた際、燃料が点検装置内に正しく挿入されず、装置の枠に乗り上げたために生じたものとみられると報道されています。

そして、25日には、「ほぼ全ての電源が一次的に喪失し」、非常用ディーゼル発電機が起動する等して、復旧するという深刻な事故が発生したことが明らかとなりました。

いずれも、一歩間違えれば、深刻な大事故になりかねないトラブルであり、被告代表者が、愛媛県庁を訪問して、知事に謝罪するという事態となっています。

イ これらのトラブルは、私たちに、被告のいう原発の安全性なるものが、如何に危ういものであるかということを、改めて教えてくれました。

（2）広島高裁の運転差止決定について

ア 去る1月17日、広島高等裁判所は、本件原発について、「原子炉の運転をしてはならない」旨の決定をいたしました。

運転差止の理由とされているのは、本件原発の敷地に極めて近い佐田岬半島北岸部に活断層が存在する可能性を否定

できないのに、被告が、活断層は存在しないとして、原子炉設置許可等の申請を行い、規制委員会が、これを問題ないとしたことにあります。

こうした決定における判断の根拠となったのは、地震調査研究推進本部地震調査委員会が、平成29年12月19日に公表した「中央構造線断層帯長期評価」（第二版）が、この佐田岬半島北岸部について、「今までのところ、探査がなされていないために、活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる」と指摘したことです。この佐田岬半島北岸部とは、本件原告らにとっても、文字通り至近距離にあることになります。

イ こうした広島高裁決定を受けて、痛感するのは、そもそも被告は、当初において、中央構造線断層帯を活断層ではないとしていたということです。同高裁の決定書によれば、被告は地震調査研究推進本部の「長期評価」（第二版）の記述に対して、自分たちの海上音波調査の結果を見落としたか、これを意図的に排除した一委員の個人的見解にすぎないと攻撃しているようですが、こうした被告の対応には、自らの調査不足を棚に上げて、責任を転嫁するという基本姿勢が典型的に示されています。この佐田岬半島北岸部における活断層としての調査不足という問題は、被告が、本件原発の安全性を判断するにあたって、起こりうる事態を可能な限り、想定するという鉄則を守っていないということを明らかにしたというべきです。

2 原告らの準備書面（10の2）の骨子について

（1）はじめに

ア 今回原告らが提出した準備書面（10の2）は、本件の主要な争点である基準地震動に関する各論部分についての原告らの主張を要約したものです。

原告らとしては、前回陳述した準備書面（10の1）と合わせて、基準地震動に関する主張整理を、終了させるという考えでしたが、今回の広島高裁決定を得て、主張について補足する必要があると思料しており、近日中に準備書面（10の3）を提出する予定にしています。

イ 準備書面（10の2）は、基準地震動の各論的な争点として、①規制基準自体の合理性の問題と、②本件原発に関する規制委員会による適合性判断の適否の問題に大別して論述しています。

（2）規制基準の非合理性について

この点に関する原告らの主張は、次の3点から構成されています。

第1は、東日本大震災を経て、新たに制定された規制基準が、大震災の教訓を真摯に踏まえていないということです。

この点に関しては、特に、国会事故調査委員会が、従前の指針類の「抜本的見直し」が必要であると勧告したことが、全く無視され、従来の枠組みを維持したままでの、部分的見直しにとどまっているということが、重要です。

第2は、新たに定められた基準地震動の算出ルールが不明確だということです。

この点では、新規制基準の策定に関与した防災科学技術研究所の藤原弘行領域長の発言が極めて重要であり、具体的な算出ルールは時間切れで作れず、「どこまで厳しく規制するかは裁量次第になった」と述べて、規制委員会の審査への「丸投げ」になったことを認めています。

現実に、規制基準の策定に関与した立場からの告白であり、その意味するところは、極めて重要なことです。

第3は、規制基準が、三次元地下構造調査を省略することを許す例外規定を設けてしまったということです。

地下構造が成層かつ均質であると認められる場合には、三次元地下構造探査を省略することができる旨の規定は、被告をはじめとする電力会社が、その実施に多額の費用を要する三次元地下構造探査を省略する逃げ場を与えてしまったのです。

（3）本件適合性判断の不合理性について

ア 原告らが、今回の準備書面において指摘した問題点は多岐にわたりますので、その一つ一つについて説明することは、省略させていただきます。

イ 最大の問題点は、基準地震動の設定において、敷地及び周辺の地下構造についての三次元探査が実施されていないことを看過しているということです。

被告は、オフセットVSP探査によって、地盤は水平成層かつ均質であることが判明した等と主張していますが、しかししながら、このような探査は、規制委員会の定める「成層かつ均質」の判断基準に全く反しています。規制委員会は、地下構造が「成層かつ均質」であるかどうかの判断に

についても、三次元的なデータをもって行うことを求めており、二次元的な探査であるオフセットVSP探査はこれに該当しないからです。

ウ 次に原告らが問題だと主張するのは、中央構造線断層帯によって起こりうる地震規模の想定が過小評価であり、非科学的だということです。

被告は、中央構造線断層帯が、約480kmという、その全面で動いたケースにおけるモーメントマグニチュード（Mw）を、7.7～8.0と想定していますが、地震研究推進本部地震調査委員会が平成23年2月18日に公表した「中央構造線断層の長期評価」によれば、このようなケースにおいて想定されるMwは、8.0～8.5であり、被告の想定が、この「長期評価」を著しく下回っているということです。

エ 更に、被告は、断層モデルを用いた中央構造線断層帯における地震規模の想定においても、専門家の間において、いくつかの計算式が提唱されているのに、その内で、より、想定される規模が小さくなる方を一貫して採用しています。

例えば、被告は、中央構造線断層帯が約54kmの範囲で動いたケースにおける地震モーメントを想定するにあたって、入倉・三宅式を採用し、松田式や武村式を採用していないのですが、この入倉・三宅式は、従前から、地震モーメントを過小評価してしまうという欠陥が指摘されており、現に平成28年熊本地震において、武村式は、実測値と整合したことが明らかになっているところ、入倉・三宅式では、実測値を大きく下回ったとされているのです。

オ その他、被告の南海トラフ地震に関する地震規模の想定が、M8.3にとどまっており、「推進本部」のM8～M9という想定を下回っていること、南海トラフ巨大地震と中央構造線断層による地震とが連動する可能性を全く想定していないこと等、被告の地震動評価に一貫しているところは、如何にして想定すべき地震規模をより小さく描き出すのかということへの執着であって、およそ、原発に求められる最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断とは程遠いものであることは明らかです。

3 結び

今回の広島高裁決定は、原発の安全性の判断にあたって、司法に求められる使命を勇気をもって示したものと高く評価することができます。

本件審理にあたっても、裁判所が、一切の先入観を排して、私たち市民の人権の守り手としての使命を果たされるよう願ってやみません。以上

「あなたは神なのか」

真宗大谷派見成寺住職
原告 日野詢城



私には15才ほど年上の伯父がいました。弟のように可愛がってくれ、一緒に野原で植物採取をしたり、蝶々を追っかけたりしたこともあります。空に舞い上がる蝶を楽しげに見ていた伯父は、私が13歳の時、亡くなりました。

夏休みに2人目の子供が生まれ、その秋のことでした。バイクの練習中に転んで怪我をしたと聞いていました。病院で手当を受けましたが、怪我の程度は軽いということで、翌日は普通に学校に通ったという。事故から2日目の授業中に頭痛が激しくなり病院に行ったと言います。入院して

3日後には亡くなり、死因は「被曝による白血病」だと言う。学徒動員で長崎の工場にいた伯父は、地獄のような街の惨状を見て、山に逃げたという。それ以上の詳しい話はしたくないようだった。

被曝から13年目の死だった。「原爆医療法」が制定された翌年である。被曝手帳は持っていた。2人の子供の父になって契約した生命保険は、被曝の申告がなかつたという理由で保険金は支払われなかった。

伯父が亡くなった頃、「原子力の平和利用」という言葉が、新しい時代を謳歌する様に飛び交った。私はその言葉に抵抗はなく、 Chernobyl の事故まで「原発」に対して全くと言ってよいほど無関心であったと思う。80年代の初め、若狭でご縁のあったお爺ちゃんに連れられ、初めて原子力発電所に行きました。その時「子供や孫達の職場が得られると期待し、誘致に賛成したが、この土地はわし等でもう終わりだ。誰も住むことができなくなる。」と、ふと洩らした姿が思い起こされます。

1986年の Chernobyl の原発事故から2年足らずの、1988年2月に四国電力・伊方原子力発電所で出力調整実験が実施されました。原発そのものの危険性が訴えられ、多くの人が原発について学び始めたそのタイミングで「コストダウンのための出力調整実験」が強行されたのである。2万人を超える人々が全国から集まり、実験の中止を求めた。

1988年の出力調整実験反対運動の中、四国電力本社前の集会が始まって2時間程たったとき、代表者による交渉が電力会社の会議室で行われると発表され、会場に多くの人が詰めかけました。議論は真っ向から対立、怒号の中で1時間余りの時が過ぎ去った。「絶対安全」を繰り返す電力会社の答弁を聞きながら、私どもは徒労感を覚え始めました。その時、1人の女性が悲鳴のような声で安全だと言い張る技術者にむかって叫んだ。“あなたは神なの

か……！”

会議室は一瞬沈黙に覆われました。電力会社の技術者はしばらくして「私は神ではありません。」と答え、「20万分の1の事故率だから安全だ。」と議論の方向を転換しました。しかし確率の安全性はあくまで想定で、何の保障もないことがスペースシャトル・チャレンジャーの事故で証明されていました。安全性の議論が空転する中、もはやどんな言葉も説得力を失い、企業側は逃げるよう退席しました。

その直後、実験は強行され、会場はどよめいたが、実験結果は公表されなかった。その後に同じような実験をしたということも聞いていない。「出力調整はできない」という結論だったのだと思う。

2000年9月13日の朝日新聞特集『忘れられないあなたの言葉』で「あなたは神なのか」という言葉をあげ、その時の気持ちを述べました。

私はその時の光景から一つの共有すべき視座があると感じています。

神なのかと問われると、「神だ。」「絶対者だ。」「間違いなどあるはずがない。」等と答えられるはずがない。つまり「絶対」という概念は人間には成り立たない。必ずどこかに漏れがあると言うことです。それを佛教では「有漏の知」といいます。不完全な存在だということを知る知恵です。人が、その立ち位置を間違えると「魔境に入る」と言われています。ある時、絶対者が現れ、それを信じる人が集まると迷信が始まります。一度そのことを信じてしまうと、死をも恐れず、殺をもためらわなくなるといわれます。科学の分野でも「科学を迷信する」ということが起こっているのだと思う。それが“原発”だと言えないでしょうか？「安い電源」「無限大のエネルギー源」「安全な装置」などなど、何れも幻想だと解ってきたはずです。取り返しつかない過ちを犯したと思わないのでしょうか。その過ちを糾す道はただ一つ・「脱原発」であり「廃炉」であります。原発関連の多くの研究者や技術者は蓄えたその技術をもって、道筋をたて廃炉の道を辿ることが、今待たれているのだと思います

それが人類の責務だと思います。稼働すれば無限に増殖する放射能の問題を放置することはできない。福島の事故処理ができない間は、せめて再稼働をしない。その約束から次のステップへと進む責務があなたの会社にあると述べます。

以上

～原発立地における 三次元地震探査の必要性～

2月22日 in 松山道後温泉

報告 藤井克展



地下の構造を調べる

2月22日、愛媛原告団主催の学習会に大分から4名が参加した。芦田譲さん（京都大学名誉教授）は身近で具体的な例を挙げて説明されたが、私（藤井）に自然科学全般にわたる見識が乏しく、当を得た説明であるか自信がありませんが、私にも理解でき、得心したことを中心に報告します。

地下の構造を調べるには、反射法探査を行うのが一般的といえる。地表や海中で人工地震を起こし、地層境界から帰ってくる反射波を受信し、往復の時間の等しい点を結び、地形図の等高線を作成するように、地下の構造図を作成する方法である。

反射法の中でも、四電が行ったのは二次元探査にあたる。これは、発震点、反射点、受震点を一本の測線上に配置し、直下のデータのみを把握する方法である。これでは直下以外の範囲は直下のデータをもとに、類推・推定するしかない。この方法は探査の場所の全域が水平・均質（水平成層構造）であるという前提で初めて可能になるものと言える。現実には地下は、断層や太古に流れた川の跡などがあり、全ての水平成層構造であるとは言い難い。二次元探査は過去の探査法とも言えるかもしれない。

CTスキャンやMRI診断のようなもの

これに対し、芦田教授が提唱するのは三次元探査と呼ばれる。これは、発・受震点を格子状に多数配置し、あらゆ

る方向から反射してくるデータを多数取得し、地下を面的に把握する方法である。これにより様々なデータのコンピュータ処理で映像化し、地層の境界や断層の傾斜などが文字通り三次元的に奥行きのあるものとしてイメージできる。教授は二次、三次の違いを、有名な「だまし絵」を例に、また、レントゲン撮影とCTスキャンやMRI診断の違いにたとえて説明された。

二次元、三次元のどちらが精度高く、信頼できる情報が得られるかは明白と思う。（日本シームレス地質図を検索するとイメージしやすい。）

しかし、四電は様々な理由をつけ、三次元探査を拒んでいる。伊方灘のような内海での三次元探査は船舶の航行の安全や漁業活動の影響などを考慮すると実施が難しいと主張し、海底の探査を、エアーガンとその圧力変化を調べる二次元探査を実施している。しかし、教授によれば、現在では海底ケーブルを敷設することで実施が容易になっているようである。

三次元探査を拒む四電

また、原発周辺の地下についても、四電は詳細な探査により三次元的な構造を充分把握していると主張するが、教授によると、四電側が提出した書面では明らかに南北方向に傾斜している数値がみてとれるという。加えて、データの読み違いや分析や解釈の矛盾もあるという。まるで原子力規制委員会の「地下が水平、均質であれば三次元探査は必要ない。」との審査基準を盾にとって三次元探査を拒んでいるようだ。

伊方原発および周辺の地下構造が原子力発電所の立地に相応しいことを証明したいのは四電側のはずである。そのために、精度が高く、信頼できる三次元探査を実施して、自分たちの主張が正しいことを証明すればよいのではないかと思う。それを実施しないのは、三次元探査により都合の悪い事実が判明するからではと勘ぐってしまう。

芦田教授は推定や憶測を避け、科学者らしい合理的、論理的な思考、判断をされる人だと思った。その態度が強い説得力を産むことが解り、勉強になった。

あなたは愛媛県知事ですか？ ～大分県知事への申し入れと回答の経過～

文責 森山賢太郎



大分県商工観光労働部工業振興課・田北課長が対応

事故が起きれば大分県は被害地元です

2月12日、大分県広瀬知事に伊方原発に関する喫緊の課題について、松本文六及び中山田さつき共同代表以下11名が大分県庁で担当者に申し入れを行いました。

年末から定期検査に入った伊方原発3号機は1月に立て続けに3回も重大事故を引き起こしたのです。大分県知事としてどの様に対処すべきと考えているのか。また、1月17日の広島高裁決定をどう受け止めているのか等、私たちにとって切実な要求を突きつけました。

申し入れ事項

①広島高裁決定を真摯に受け止め、出来得る限りの調査を行って完全に安全性が証明されない限り、伊方原発3号機を再稼働しないこと

②相次ぐトラブルの原因を徹底解明し、大分県民に対し説明責任を果たすこと

③MOX燃料使用の理由とされてきた核燃料サイクルはすでに破綻しており、危険性も高く、より厄介な使用済み核燃料を生み出すことになる、MOX燃料の再装填をやめること

④伊方原発所在地を使用済み核燃料の長期保管場所にしないこと。当面、使用済み核燃料の保管には厳重な施設で最大限の注意を払うこと

⑤臨時情報（巨大地震警戒）発令時の、原発運転継続の方

針を撤回すること

⑥責任が取れない重大リスクを抱える原子力発電事業を見直し、安全性の高い発電事業を構築すること

知事の回答（3月13日文書）

①について

伊方発電所3号機の仮処分について、1月17日に広島高裁の判断がありました。2月19日に四国電力が異議申立を行うとともに、各地で訴訟が継続していることから、今後も司法の動向を注視してまいります。電力会社や国には、引き続き、原子力発電所の安全対策に万全を期していただくとともに、地域へ丁寧な説明をしていただきたいと考えています。

②について

一連のトラブル発生を受けて、1月27日、四国電力社長が愛媛県知事と面会して謝罪し、今回のトラブル続発を極めて重く受け止め、定期検査の作業を中断し、トラブルの原因究明と再発防止策の策定に総力を挙げて最優先で取り組む旨の報告がなされたところです。また、愛媛県知事から、四国電力に対して、県民の不安と不信感はかつてないほど高まっていることを全社挙げて認識するよう厳しく伝えたうえで、安全確保に向けた万全の対応を求めています。

本県としては、四国電力にはトラブルの原因究明と再発防止の徹底に取り組んでいただくとともに、地元や国民に不安を与えないよう、明確かつ責任ある説明を行いながら、緊張感をもって安全対策に万全を期していただきたいと考えています。

③について

伊方発電所3号機におけるMOX燃料の装填については、原子力規制委員会で厳正な審査が行われ、許可を受けているものです。

本県としては、国は核燃料サイクルを基本方針としていることから、使用済燃料対策は電力を消費する国民全体の問題であるという認識に立ち、国が主体となって着実に進

めにいただこう、全国知事会を通じて要望しているところです。

④について

愛媛県は、四国電力に対し、使用済燃料の保管は、あくまで一時的であることを明確にするよう求めているところであり、伊方発電所の使用済燃料の保管について、再処理までの一時的な保管であることを明確にした上で、乾式貯蔵などの安全性も含め国民に分かりやすく説明することを、全国知事会を通じて要望しています。

⑤について

四国電力の対応方針は、「南海トラフ巨大地震の影響評価結果や、愛媛県からの要請に基づき実施した地震の揺れ対策などを踏まえて検討したものと考えます。また、愛媛県は、「県として臨時情報が出た際に原発運転を止めなくていい」と言っているわけではない。情報収集に努め、原子力規制委員会の判断等も踏まえて適切に対応する」「状況に応じて対応する。万が一に備えて体制を整え、安全対策に一層留意するよう四国電力に求める。」とコメントしています。

本県としては、臨時情報が出された場合は、地震の規模や被害状況などについて迅速に情報収集を行いながら、県民の安全・安心の確保に向けて適切に対応してまいります。

⑥については紙面の都合で省略します。

さらに私たちが口頭で強く要求したことに対する回答で、

⑦について

事故発生時の連絡通報については、愛媛県から情報を得ることが最善であるとしています。

今後の対応について

大分県知事は大分県民を守るために、四国電力に真正面から向き合ってください。大分県民に降りかかる過酷事故に対して、全責任を負って知事として対峙するような気迫がまるで伝わってきません。毎年、愛媛県との災害訓練をおこなっていますが、大分県は相変わらず「伊方町住民を受け入れる立場」での訓練をやっており、大分県民も愛媛県民と同時に被害を受ける、複合災害を想定した訓練ではありません。およそ災害時の想像力が欠如していることが表れています。

このままでは済まずわけにはいきません。皆さんの意見、感想等を募って再び大分県知事に問い合わせねばならないと思っています。

*四電のトラブルについてはP4で徳田靖之弁護士が意見陳述書でふれています。参考してください。

伊方一時電源喪失

県や四電にみると、25時間は3号機作業の一環で、外部からの電源供給を担う送電開閉装置の交換を行っていたところ、午後3時44分、遮断器が動作し外電交流電源が喪失。1、2号機は2、3秒後に別の外電源から電源供給を行ったところ、午後3時51分、遮断器が自動起動した。四電によると、3号機の交流電源喪失は初。伊方原発では1月に1号機の燃焼装置から誤って制御棒引き抜きなどのトラブルが相次いでおり、県が即時公表しているA区分の異常は今回で3件目となった。

午後3時51分、3号機の交流電源喪失は初。伊方原発では1月に1号機の燃焼装置から誤って制御棒引き抜きなどのトラブルが相次いでおり、県が即時公表しているA区分の異常は今回で3件目となった。

四電3号機定期検査停止

1504体保管のプール

トラブルが発生する中、安泰性を主張する申し立てた。県の大橋豊原、原子力安泰性を主張する申し立てた。全対策推進室は、県としてには説得力がないとの記者会見で述べた。20日の指揮に対し、四電担当者は「は申立てを行うかどうかに注意するが、対応しない」と述べた。

四電は2月、3号機の運転を差止めた。2月高松市で開かれた会見では、伊方原発で、高松市で開かれた会見では、伊方原発で、

燃料冷却43分停止

愛媛新聞 2020年1月26日

～スペイン遊学の事など～

＜弁護団の紹介コーナー第5回＞

弁護士 佐川京子

私は、臼杵市の出身です。小柄で体力もなく、走るのも遅かったので、スポーツは苦手です。唯一できる運動は卓球です。そんな私ですが、なぜか作文はよく褒められ、将来は小説家になりたいなどと身の程知らずの夢をみていた時期もありました。

私が弁護士になったのは1979年(昭和54年)なので、30年以上前のことになります。その間の2004年、長い間働いた自分へのご褒美に3年間スペインに遊学することにしました。なぜスペインかと言えば、世界中で最も多くの国がスペイン語を母語としているからです。計画では、スペイン語を自由に操るようになって人の役にたちたいと思ったからですが、それは実現できませんでした。語学の勉強は、若いときにしなければならないと痛感しました。ついでに言えば、学校の「優等生」であった私が、「劣等生」の気持ちを理解できるようになったという思わぬ収穫もありました(差別的な表現であることをお許しください)。

帰国した私は、半年くらいぶらぶらしていましたが、退屈のあまりまた弁護士に戻ることにしました。それから10年以上経過し最近の私は、仕事よりも楽しみに時間を



スペイン アルマグロのパラドール(旧修道院)にて
費やすことのほうが多くなりました(仕事が楽しみではなく、苦痛であるという意味ではありませんが)。最も時間を使うのは畑仕事です。自分でつくる野菜はとてもおいしく、周りの人たちにも食べてもらえてお付き合いが広がるなど趣味と実益を兼ねる最高の役割だと思います。そのほかには映画をみると、シネマ5・シネマ5bisには度々でかけています。また、観劇も好きです。司法修習生のころ前橋で、大分でいえば市民劇場のようなグループに加入して以来続いている趣味です。そんな状況なので原発弁護団では、せめて法廷には出頭し、「枯れ木も山の賑わい」としての役割を果たすつもりです。

地域交流会報告

2019年11月17日大分市コンパルホール

13:30~16:00

原発技術者から見た原発事故、大規模災害

講師 三上満寿男

中津三光村でブルーベリー栽培をしながら、元原発技術者の経験を生かして発信している三上さん。昨年11月17日に大分地区の交流会で講演して頂きました。

台風19号の災害で、南相馬市に災害ボランティアに行つたこと、飯館村にも行ってきたということで、帰還困難区域が解除されているところもあるが、依然として放射能は残っている。セシウムは少なくなつても半減期ということでいつまでも残っている、子どもたちが甲状腺ガンで、薬を持たされて色々とやっているが、内部被曝の実態が、もう少し年数が経つといふとわからない状況。結局、原発というのは決して安くない、いつまでも放射能が残るので国を滅ぼす。

電力の恩恵の偏り…都会が恩恵を受け、過疎地に危険をおしつける。こんな不公平があつてはいけない。そのツケ

として311福島の惨事があり、台風15、19号問題があると思うと指摘。送電線がなぎ倒されている風景を千葉を見てきて、大きな発電所を作つて長い距離を運ぶのではなく、小規模な発電施設を作つて送電距離を縮めたらいいのでは。今や電気の“地産地消”ができる時代になってきた。



三上満寿男さん

趣味のパラグライダーを生かして、八面山から飛んだ航空映像も見せてくださいました。ずっと上空は偏西風だけど、向い風で飛ぶ。この風は四国方面から。すなわち、放射能汚染はこちらに流れてくる可能性…何としても阻止しなければ。

テロ対策遅れで伊方3号機も来年3月停止予定

マスコミ報道より

毎日新聞 (卓月千里) 2020年(令和2年)3月17日 火曜日

規制委の「命令」回避へ九電

期限前に川内停止

テロ対策施設の設置期限

()内は電力会社が公表した停止日
川内1号機 2020年3月17日 (3月16日停止)
2号機 5月21日 (5月20日停止)
高浜3号機 8月3日 (8月2日停止)
4号機 10月8日 (10月7日停止)
伊方3号機 21年3月22日
高浜1、2号機 6月9日
美浜3号機 10月25日
大飯3、4号機 22年8月24日
玄海3号機 9月13日
玄海4号機 10月17日
東海第2原発 23年10月17日

「イメージが悪い」
「特重施設なしでも東京電力福島第1原発のようない事故への備えは十分だが、より頑健性を増すためだ。期限を延ばせば安全の継続的改善はおぼつかない」。規制委の更田謙志委員長は

「特重施設なしでも東京電力福島第1原発のようない事故への備えは十分だが、より頑健性を増すためだ。期限を延ばせば安全の継続的改善はおぼつかない」。規制委の更田謙志委員長は

原発

原発に設置が義務付けられたテロ対策用の「特定重大事故等対処施設」(特重施設)が期限に間に合わず、九州電力は16日、川内原発1号機(鹿児島県薩摩川内市)の運転を止めた。期限前に止めると自ら決め、原子力規制委員会からの停止命令を回避した形だ。電力各社は各地の原発で特重施設の工期短縮を図るが、運転停止は今後も相次ぎ、原発稼働を見込んだエネルギー政策に影響する可能性もある。

再稼働急ぐが多い「関門」

九州電力川内原発1号機(鹿児島県薩摩川内市)がテロ対策施設の完成遅れで16日に停止したことを受け、大分県民からは「安全策をしっかりと講じてほしい」「このまま廃炉にすべきだ」などの声が聞かれた。

同機は午後1時ごろに原子炉が止まつた。大分市のJR大分駅前にいた豪華大野市千歳町新殿の会社員小野峰宏さん(58)は「電力供給に心配はあるが、万が一を考えると停止は必要だ」と話した。

連日、大分市金池町の九電大分支社前で脱原発を訴える市民団体「原発いらないい!」グループ。大分のメンバーは、この日もプラカードを掲げた。呼び掛け人の島田

雅美さん(73)は「同市長浜町には『二度と動かしてほしくない』とアピール」た。

県内から最短で約45kmの距離にある四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)もテロ

対策施設の建設を進めている

が、完成は期限の来年3月22日

日に間に合わない見込み。四

国電によると、1年ほど遅れ

るといい。

同原発の運転禁止を求めて

大分地裁で訴訟を続ける「伊

方原発をとめる大分裁判の

原告団の中山田さつき共

同代表(63)は「許可申請は

そもそも最低限の対処施設

もないのに運転しているのが

おかしい。施設が完成しても、

原発がある限りは安全ではない」と強調した。(指原祐輔)

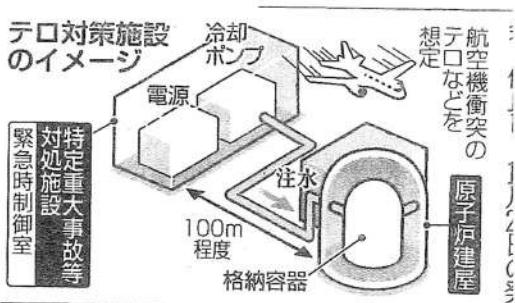
伊方、1年遅れる見込み

完成しても安全性疑問

雅美さん(73)は「同市長浜町には『二度と動かしてほしくない』とアピール」た。

県内から最短で約45kmの距離にある四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)もテロ対策施設の建設を進めているが、完成は期限の来年3月22日に間に合わない見込み。四国電によると、1年ほど遅れるといい。

同原発の運転禁止を求めて大分地裁で訴訟を続ける「伊方原発をとめる大分裁判の原告団の中山田さつき共同代表(63)は「許可申請はそもそも最低限の対処施設もないのに運転しているのがおかしい。施設が完成しても、原発がある限りは安全ではない」と強調した。(指原祐輔)



テロ対策施設のイメージ

規制委は、設備の故障などによる重大事故への対応を要求している。電力会社は、特重施設の使用開始までに、対応の手順を運用

工期短縮に懸念も
九電は、川内1、2号機の特重施設が期限に約1年遅れるとしていたが、工期を短縮し、運転停止は8月となる。規制委は、電力会社に配慮しきりだ」との声もある。

「期限を迎えて新規制に基づきに不適合となる原発は命令を出すべきだ。規制委は電力会社に配慮しきりだ」との声もある。
規制委は、設備の故障などによる特重施設を使うよう新たに要求している。電力会社は、特重施設の使用開始までに、対応の手順を運用

お知らせ

事務局体制について

現在 中山田さつき（事務局長代行）
共同代表を兼務
～第5回総会（6月13日）まで

小坂事務局長が体調不良により、任期途中で退任されました。そこで中山田共同代表に事務局長代行していただいております。このことに伴い、事務局住所、連絡先、メールアドレスを1ページの表紙の右上の通り変更いたしました。

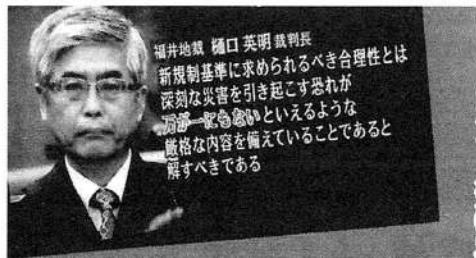
6月13日第5定期総会であらためて協議していただく予定です。

事務局住所：〒870-0034

大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付

連絡先 TEL 090-7153-8775（森山賢太郎）
E-mail info@anti-ikata.org

樋口英明元裁判長講演会



昨年の定期総会で記念講演をしていただき、私たちの裁判に自信と勇気をください。

さいました。今年は日田で再びお話を聞くことができます。ぜひご参加ください。

7月12日(日)パトリア日田小ホール 19:00～(予定)

参加費 500円 連絡先: 080-5454-1213 (杉野)

樋口英明さんの略歴: 三重県出身。あの関西電力を相手に、2014年5月大飯原発3,4号機 2015年4月高浜原発3,4号機の再稼働差止仮処分決定を下した。2017年8月退官。

地域活動助成金制度について

「2万円以内の範囲」で会場費や講師謝礼、交通費等を補助する制度を創設しました。県下各地の活動を活発にするための一助になれば、と考えました。是非、皆様の積極的な活用をお願いします。

応援団会費納入とカンパのお願い

財政事情がだんだんと厳しさを増してきています。応援団で、2019年度までの会費がまだの方は、よろしくお願いします。新年度（2020年度）の会費納入もあわせてお願いします。会員のカンパもご協力いただけるとありがたいです。

応援団 1口 1,000円（3口希望）

カンパ お幾らでも結構です

【郵便振替】

口座名 伊方原発をとめる大分裁判の会

口座番号 01710-7-167636

目 次

山口弁護団声明文 1.17 広島高裁決定	P2
意見陳述 原告 大原洋子	P3
意見陳述 弁護士 徳田靖之	P4～P5
意見陳述 原告 日野詢城	P6
芦田譲講演会 2.22 松山道後温泉	P7
「原発立地における三次元地震探査の必要性」	
県知事への申し入れ・回答	P8～P9
弁護団紹介（佐川京子弁護士）	P10
大分地区 三上満寿男講演会報告	P10
川内1号機、テロ対策遅れで停止	P11

編集後記

お片付けのできない子だった私は、親や先生に何度も「きちんと片づけなさい！だらしのない子はお嫁にいけないよ！」と叱られた。だから、何かをする時は、まず片付けることを考えるようになった。

東日本大震災から9年。想定外の津波による壊滅的な被害を受けた福島第1原発は、廃炉の目途さえたっていない。

クリーンでコストのかからない電力が売りの原発は、お片付けに時間と手数がかかる。お嫁にはなったが、お片付けはちっとも上手になれなかった私は、福島第1原発のニュースを目にすると度に母の「片づけられないなら、出しなさんな！」という声が聞こえる。 編集員 藤田久美子